

# 多面的機能支払交付金に係る業務方法書

栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本業務方法書は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け26農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）

栃木県多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け農振第44号。以下「県実施要綱」という。）及び栃木県多面的機能支払交付金事業費補助金交付要領（平成26年4月1日付け農振第45号。以下「県交付要綱」という。）に基づき、栃木県農地・水環境保全向上対策推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う多面的機能支払交付金に係る事業（以下「本事業」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 県協議会長は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、多面的機能支払交付金の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙1の第3又は別紙2の第3に定める対象組織（以下「対象組織」という。）に対する多面的機能支払交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 県協議会長は、実施要綱その他法令等を遵守する対象組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って多面的機能支払交付金の交付の対象となる活動を行う場合、多面的機能支払交付金を交付する。

## 第2章 事業の実施

### (交付金の管理)

第3条 県協議会長は、次の会計区分を設け、国の交付金をそれぞれ区分して管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

- (1) 多面的機能支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）会計
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）会計
- (3) 高度な農地・水の保全活動 会計

2 県協議会長は、1の(1)、(2)及び(3)の会計の資金を対象組織に対する多面的機能支払交付金の交付以外の用途に使用してはならない。

3 県協議会長は、1の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 県協議会長は、前項の交付金の運用により生じた運用益を1の(1)、(2)又は(3)の会計に繰り入れるものとする。

5 県協議会長は、毎年度、1の(1)、(2)又は(3)の会計に残額が生じたときは、当該残額をそれぞれ国に返還するものとする。

### (多面的機能支払交付金に係る採択申請及び採択決定)

第4条 県協議会長は、多面的機能支払交付金の交付を受けようとする対象組織の代表者から、

実施要綱別紙1の第7の3の(1)又は同要綱別紙2の第7の3の(1)に基づき、多面的機能支払交付金に係る活動計画書に協定及び対象組織の運営に関する規約等(以下「規約等」という。)を添え、採択を受けようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立が遅れる等特別な事情がある場合は、当該年度の10月31日)までに、申請を受けるものとする。

- 2 県協議会長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該対象組織に多面的機能支払交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、実施要綱別紙1の第7の3の(2)又は同要綱別紙2の第7の3の(3)に基づき、速やかに対象組織の代表者に通知するものとする。
- 3 県協議会長は、対象組織の代表者が、次に定める事項の変更が生じた場合として、実施要綱別紙1の第7の4又は同要綱別紙2の第7の4に基づき、活動計画書に変更があった協定又は規約等を添え、県協議会長に提出があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。
  - a 対象農用地面積の変更
  - b 保全管理する対象施設の変更
  - c 対象組織の変更
  - d 活動の追加、中止又は廃止
- 4 県協議会長は、対象組織の代表者が3のa～dに該当しない活動計画書、協定又は規約等の変更があったとして、実施要領第1の7の(2)又は同要領第2の7の(2)に基づき、変更があった活動計画書、協定又は規約を添え、変更があった年度の第8条の実施状況の報告時又は翌年度の第5条の交付申請時のいずれか早い期日までに報告を受けるものとする。

#### (多面的機能支払交付金の申請及び支払)

第5条 対象組織の代表者は、多面的機能支払交付金の交付について、様式第1号により5月20日までに、県協議会長に申請するものとする。ただし、対象組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、速やかに申請するものとする。

- 2 県協議会長は、対象組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、速やかに交付金を対象組織に交付するとともに、様式第2号により通知するものとする。この際、第3条の会計区分を明確にしておくこととする。

#### (多面的機能支払交付金の対象範囲)

第6条 多面的機能支払交付金については、対象組織が栃木県知事が定めた地域活動指針に位置付けられた活動を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

- 2 多面的機能支払交付金については、対象組織が採択された年度の4月1日以降に実施した農地維持活動又は資源向上活動について支援の対象とする。

#### (交付金の返還等)

第7条 対象組織が農地維持活動又は資源向上活動を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、県協議会長は、期日を定めて、是正又は対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

- 2 前項により交付金の返還を求める場合、県協議会長は対象組織への多面的機能支払交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付しなければならない。
- 3 県協議会長は、交付金の返還を求められた対象組織の代表者が、やむを得ない事情があるとして、県協議会長に対し、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに、県協議会長に提出することにより、期日の延長を願い出ることを認めるものとする。
- 4 県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、

その旨を対象組織の代表者に通知しなければならない。

- 5 県協議会長からの交付金の返還請求に基づき、対象組織から交付金の返還があった場合、県協議会長は、対象組織の代表者の多面的機能支払交付金の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の手続きを経た後、多面的機能支払交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、多面的機能支払交付金の返還を免除することとする。

### 第3章 報 告

#### (実施状況等の報告)

第8条 対象組織の代表者は、毎年度、実施要綱別紙1の第7の6又は別紙2の第7の6に基づき、多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を作成し、下表に掲げる書類その他必要な書類又はその写しを添えて、関係市町村長が定める日までに、関係市町村長に提出するものとする。

	農地維持支払	資源向上支払 (地域資源の質的向上を 図る共同活動)	資源向上支払 (施設の長寿命化 のための活動)
金銭出納簿	提出	提出	提出
活動記録	—	提出	提出

- 2 関係市町村長は、毎年度、対象組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査及び現地確認により行い、その確認結果について、実施要綱別紙1の第7の7の(2)又は同要領別紙2の第7の7に基づき、4月30日までに県協議会長に報告するものとする。
- 3 県協議会長は、前項により報告があった場合、実施要綱別紙1の第10の2の(1)又は別紙2の第10に基づき、対象組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、関東農政局長に提出するものとする。
- 4 県協議会長は、交付要綱第9に基づき、交付金の交付が決定に係る年度の各4半期(第4・四半期を除く)の末日現在において、遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月までに正副2部を関東農政局長に提出するものとする。ただし、概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 5 県協議会長は、交付要綱第10に基づき、実績報告書を作成し、交付金の交付の決定のあった翌年度の4月10日までに正副2部を関東農政局長に提出するものとする。ただし、交付金の全額が概算払により交付された場合は、交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の5月末日までとする。

#### 附 則 (平成26年4月1日)

- 1 この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。
- 2 平成26年度における第4条に規定する県協議会長に対する採択申請の提出期限は、同条の規定にかかわらず、平成26年12月25日までとする。
- 3 第4条に掲げる活動計画書の変更について、実施要綱附則11に規定する県協議会長への提出期限は、平成26年12月25日までとする。